

春日井市高蔵寺駅周辺にぎわい創出事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高蔵寺駅周辺におけるにぎわい創出を目的とする事業を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税を滞納していない者であること。
- (2) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、当該年度内に実施する事業で、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 道路、公園その他施設において、各施設が定める占用、利用許可等の基準に適合する事業
- (2) 直接又は間接的に、高蔵寺駅周辺のにぎわいが創出されることが見込まれる事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助事業の対象としない。

- (1) 他の補助金等の交付を受けるもの
- (2) 国又は地方公共団体が主催するもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 前条第2号に規定する者が主催又は共催するもの

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（次条において「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 印刷費
- (2) 広告宣伝費
- (3) 保険料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、100,000円を限度とする。

- 2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(事前相談)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、予定する補助事業の第3条における適合性について、次に掲げる書類により事前に市に相談を行うものとする。

- (1) 規則第3条第1号に掲げる事業計画書
- (2) 規則第3条第2号に掲げる収支予算書（第1号様式）

(交付の申請期日)

第7条 規則第3条に規定する市長が別に定める期日は、補助事業を実施する日の30日前までとする。

(申請書に添付すべき書類)

第8条 規則第3条第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金計算書（第2号様式）
- (2) 主催者又は共催者の名簿
- (3) 主催者又は共催者の団体の定款又は規約等（団体の場合に限る。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか参考となる資料

(申請の取下げ)

第9条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

2 規則第5条第1項の規定により取下げをしようとする場合は、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 規則第8条第1項に規定する軽微な事項の変更は、事業の目的、内容等のうち、事業の基本的部分に関わらないものとする。

(実績報告)

第11条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日から30日以内に補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第3号様式)
- (2) 前号に掲げるもののほか参考となる資料

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第10条の規定による通知を受けた者の請求に基づいて交付するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

収 支 予 算 書

(単位：円)

| | 項 目 | 金 額 | 内 訳 | |
|----|---------|-------|-----|--|
| 収入 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | 合 計 | | | |
| 支出 | 補助対象経費 | 印刷費 | | |
| | | 広告宣伝費 | | |
| | | 保険料 | | |
| | | 小 計 | | |
| | 補助対象外経費 | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | 小 計 | | |
| | 合 計 | | | |

第2号様式（第8条関係）

補助金計算書

（単位：円）

| 項目 | | 金額 | 内訳 |
|----------|-------|----|-----------|
| 補助対象経費 | 印刷費 | | |
| | 広告宣伝費 | | |
| | 保険料 | | |
| 合計 | | | |
| 補助金交付申請額 | | | 千円未満端数切捨て |

第3号様式 (第11条関係)

収 支 決 算 書

(単位：円)

| | 項 目 | 金 額 | 内 訳 |
|----|---------|-------|-----|
| 収入 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 合 計 | | |
| 支出 | 補助対象経費 | 印刷費 | |
| | | 広告宣伝費 | |
| | | 保険料 | |
| | | 小 計 | |
| | 補助対象外経費 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | 小 計 | |
| | 合 計 | | |